第2次香取市図書館基本計画

人と本・人と知識・人と情報を結ぶ、人と人の繋がりの場所



令和6年3月 香取市教育委員会

目 次

第1章 計画策定の目的・背景	2
1 計画の目的	2
2 計画の背景	2
(1) 香取市の動き	2
(2) 社会情勢の変化	3
(3) 図書館を巡る法律等の動き	3
(4)持続可能な開発目標(SDGs)への取組	4
3 計画の位置づけ ····································	5
4 計画の期間 ····································	5
第2章 図書館・図書室の現状	6
1 市内読書施設の現状	6
(1)図書館・図書室間のネットワーク化について	
\	7
(3) 佐原中央図書館の複合公共施設移転と指定管理者制度の導入	
(4) 資料の収集について	7
(5) 様々な図書館サービスの提供	
2 現行計画の成果の検証	9
(1)現行計画の基本目標とその成果	9
(2) ワークショップでの市民の声	18
(3) 今後の主な課題	18
	20
	20
	20
	21
	21
	22
	23
	24
	26
(7) 利便性、安全性の強化に努めます	26
(8)計画推進のための内部点検、外部評価を実施します	27
第4章 計画推進のための管理体制	28
1 推進体制の確立	28
2 上位計画等との整合性	28
3 計画の周知と各種情報の収集・発信	28
4 進捗状況の点検・評価及び計画の見直し	28
4 進沙状元の点候・評画及し計画の発色し	20
資料編	30
1 香取市の読書施設の概要	31
2 利用実績(平成27年~令和4年)	32
3 香取市図書館の設置及び管理に関する条例	33
4 香取市図書館の設置及び管理に関する条例	J
の一部を改正する条例の施行期日を定める規則	34
	35
	-

第1章 計画策定の目的・背景

1 計画の目的

香取市図書館(以下「図書館」という。)では、平成29年3月に策定した 「香取市図書館基本計画」(以下、「現行計画」という。)に基づき、図書館 サービスの提供に努めてまいりました。

さらに、令和3年3月に「香取市子どもの読書活動推進計画(第三次)」を策定し、子どもの読書環境の整備や、図書館サービスの向上、読書の啓発活動等、時代の変化や多様化する市民ニーズに対応するため、様々な取組を行ってきました。

しかしながら、本市における市民の読書活動を推進し、更に利用しやすく役立つ図書館を目指していくためには、刻々と変化する社会情勢を踏まえたうえで中長期的視点に立ち、効率的かつ効果的な図書館の運営方針を検討する必要があります。

こうしたことから現行計画を改訂し、ここに「第2次香取市図書館基本計画」 (以下、「第2次計画」という。)を策定します。

2 計画の背景 ……

(1) 香取市の動き

香取市は令和5年3月に「第2次 香取市総合計画 後期基本計画」(以下「第2次総合計画」という。)を策定しています。その中で香取市の将来都市像である「豊かな暮らしを育む 歴史文化・自然の郷 香取 ~人が輝き 人が集うまち~」の実現に向け、これまでの基本的な考え方を踏襲しつつ、時代の変化や市民ニーズに的確に対応し、新たな手法を取り入れながら、今後5年間で取り組む施策、事業を取りまとめています。

「第2次総合計画」では、「大綱4教育・文化の振興、生涯学習」の施策において、5年後の姿として「誰もが、必要な時に、希望に応じて学べる機会や選択肢が整い、生涯にわたって自ら学び続けることのできる十分な環境が整備され、それぞれの主体的な活動が活発に行われている」としています。

また、教育委員会では、令和2年2月に今後10年間に目指すべき香取市の教育のあり方を示した「第2次香取市教育ビジョン」(以下「第2次教育ビジョン」という。)を策定しました。

この計画の中で、「施策大綱4 ひらかれた生涯学習活動の振興」として、 人生 100 年時代を迎えるにあたり、生涯にわたって学び、活躍できるように、 学習活動やスポーツ活動等に参加する機会や環境の充実に取り組むことを謳っ ています。そのためには、生涯学習に必要な情報発信拠点としての図書館の機能を有効的に活用することを重要視しているところでもあり、図書館機能を有する施設は、障がい等の有無にかかわらず、より多くの市民が自由に利用できるよう、読書環境のバリアフリー化を推進する等、更なる利便性の向上が求められています。

(2) 社会情勢の変化

私たちを取り巻く社会情勢は、急激な変化を遂げています。新型コロナウイルス感染症が世界中に感染拡大し、図書館も長期の休館を余儀なくされました。その結果、図らずもそれまで図書館サービスの主流であった対人・接触型サービスにも制限が設けられ、人と人との繋がりの在り方についても再考を求められています。

また、同感染症の拡大により、オンライン学習やリモートワークが普及し、 ICT (注1) はこれまで以上に生活に浸透したことで、仕事や学びの方法も大き く変わろうとしています。

その一方で、全国的な人口減少と高齢化が急速に進み、超高齢社会を迎えていますが、本市もまた例外ではなく、令和4年4月には一部地域が過疎地域に指定されています。

これらの状況の変化に伴い、行政へのニーズは多様化・複雑化の一途を辿っています。このため、図書館は、常に新たな方法で情報の収集、発信を行い、市民の要望に的確に応えていく必要があります。

このような情勢の中、本市では、平成29年3月に策定した現行計画に基づき、長期的な視点をもって、計画的に図書館サービスを提供する基盤を整備してきました。

(注1) 「Information and Communication Technology(情報通信技術)」の略で、通信技術を活用したコミュニケーションを指す。

(3) 図書館を巡る法律等の動き

IFLA-UNESCO公共図書館宣言(2022年)では「地域において知識を得る窓口である公共図書館は、個人および社会集団の生涯学習、独自の意思決定および文化的発展のための基本的条件を提供する」としています。よって、図書館の役割として、人々が学び、新たな芸術や文化の創造、発展に寄与するための学習機会の提供が求められています。

また、近年、社会の急激な情報化の進展や若年層の活字離れ等により、人々の読書環境は大きな変化を迎えており、こうした状況に的確に対応することも図書館の大きな課題となっています。

国は子どもの読書環境整備を目的とし、平成13年12月に「子どもの読書

活動の推進に関する法律」に基づく「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定しています。

さらに、平成17年7月にはすべての国民が、その自主性を尊重されつつ、 生涯にわたり、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを求める「文字・活字文化振興法」が制定され、その中で地方公共団体は、図書館が適切な図書館サービスを提供できるよう、人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進、その他の図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずること等が規定されました。

その後、社会教育法・図書館法の改正も踏まえた「これからの図書館の在り 方検討協議会」の提言を受けて、平成24年12月、「公立図書館の設置及び 運営上の望ましい基準」が改正され、図書館の管理運営についての新たな指針 が示されています。この中では、公立図書館の管理運営に関する基本的運営方 針及び事業計画の策定と公表、達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うよう 求められています。

さらに、平成28年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、平成30年には著作権法の一部改正により図書館での障がい者サービス等の範囲が拡張されたことに続き、令和元年に施行された「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」では、障がいの有無に関わらず、全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に向けて図書資料や施設・設備等への対応が謳われており、今後の図書館運営について多方面から明確なビジョンが求められています。

(4) 持続可能な開発目標(SDGs)への取組

持続可能な開発目標(SDGs: Sustainable Development Goals)とは、 令和12年までに持続可能でよりよい世界の実現を目指す17のゴールと 169のターゲットから構成された国際的な標です。

SDGsは地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓い、発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、日本においても積極的に取り組まれています。

本市では、「第2次総合計画」で、「大綱6市民参画・行政の取組」の施策において、5年後の姿として「SDGsの推進に係る組織体制が整備され、行政及び市民、NPO及び民間企業がSDGsの理念や行動指針を基にそれぞれの役割を認識し、持続可能な地域社会の実現に努めています。」としています。

図書館においても、SDGsの17のゴールのうち、特に図書館と関係性の高い「4 質の高い教育を みんなに」を中心に目標達成に向けて貢献し、図書館を通じて全ての人々に公正で質の高い教育と生涯学習の機会の提供を図ることが必要とされます。

SUSTAINABLE GALS





































3 計画の位置づけ......

第2次計画は、図書館が持つべき機能をさらに拡充し、市民サービスの質的 向上を図るため、上位計画である「第2次総合計画」及び「第2次教育ビジョ ン」を受けた市の個別計画として、本市が目指す図書館の姿と方向性を明確に するとともに、計画の実現に向けて今後5年間に取り組むべき施策を示すもの です。

第2次 香取市総合計画 後期基本計画

第2次 香取市教育ビジョン

第2次 香取市図書館基本計画



香取市子どもの読書 活動推進計画 (第三次)

4 計画の期間

第2次計画の期間については、令和6年度から令和10年度までの5年間とし ます。なお、毎年度、点検・評価を行い、5年後に再度見直しを実施します。

第2章 図書館・図書室の現状

1 市内読書施設の現状 …

(1)図書館・図書室間のネットワーク化について

平成18年の合併により市内の読書施設は、佐原中央図書館、小見川図書館、山田公民館図書室、栗源公民館読書コーナーの4施設となり、効率的な読書施設運営のために、平成22年4月に市内4施設を香取市の図書館サービス及び情報発信の拠点とすることを目的とした「香取市図書館ネットワーク計画」が策定されました。

同計画では平成22年10月に中核館となる佐原中央図書館の図書館システムを更改し、平成23年に残る3館のシステムの導入に着手する予定でしたが、東日本大震災により計画が遅延し、当初の予定から2年遅れの平成25年4月、小見川市民センター内に移転した小見川図書館と山田公民館図書室、平成26年12月には栗源市民センター内に新たに設けられた図書室にそれぞれシステムが導入され、市内4施設を結ぶ図書館ネットワークが完成しました。



(2)複数館(施設)の効率的な運営

現在、香取市にある4つの読書施設は、地域に根ざした運営を大切にしながら、図書館情報システムによるネットワーク化を図る等、サービスの向上 と運営の効率化に努めています。

図書館のネットワーク化により1枚の利用者カードで、市内のどの読書施設でも本の貸出、検索、予約等のサービスの利用が可能となり、本庁と支所を結ぶ庁内メール便を用いて物理的に資料を運搬することにより、市内のどこの読書施設からでも本の受け取り、また、返却ができます。

このほか、インターネットを通じて自宅のパソコンやスマートフォン等から 市内読書施設に所蔵している資料の検索や予約も可能となっています。

(3) 佐原中央図書館の複合公共施設移転と指定管理者制度の導入

市内にある4つの読書施設のうち、小見川図書館は平成25年度に、栗源市 民センター図書室は平成26年度にそれぞれ施設の改修と移転が行われました。

昭和54年に建設された佐原中央図書館については施設の老朽化に加え、平成23年3月に発生した東日本大震災の影響により様々な不具合が生じ、今後長期にわたる施設の利用が困難であること、また、施設の構造上バリアフリーへの対応が難しいこと等の理由から、「佐原駅周辺地区複合公共施設整備事業」の一環として、令和4年12月に新たに設けられた複合公共施設"みんなの賑わい交流拠点KOMPAS"(以下「コンパス」という。)内に移転しました。移転と同時に佐原中央図書館の運営には指定管理者制度が導入され、今後は民間活力の活用と、官民協働による新たな図書館サービスの展開に期待が寄せられています。

(4) 資料の収集について

日々の業務や、過去の市民アンケート調査の結果から、図書館に対して蔵書 の充実、特に新刊書、ベストセラーに対する要望が高いことがわかります。

一方で、図書館は新しい情報を提供するだけでなく、史料的、文化的価値の ある資料を保存し、永続的に後世に伝えていく重要な役割も担っています。

特に地域に深く関係する郷土行政資料等は、古くなったからと言って一様に 除籍・廃棄することなく永年保存すると共に、直接的な利用に供するのが困難 となった資料の製本や、デジタル化等についても検討しています。

また、その他の資料についても望ましい蔵書冊数や適正な構成についてどう あるべきか常に協議、検討を行っています。

(5) 様々な図書館サービスの提供

図書館は、単に資料を収集、保存、貸出するだけではなく、市民に対して 様々なサービスを無料で提供しています。

また、これらの専門的なサービスを行うために佐原中央図書館、小見川図書館には司書を配置し、司書の配置されていない山田公民館図書室、栗源市民センター図書室の業務補助も行っています。

① 児童サービス

本市では、平成23年度に「香取市子どもの読書活動推進計画」を、その後の平成28年度には同第二次計画、令和3年3月には同第三次計画を順次策定しています。

計画の中で、乳幼児から中学生までを対象に、家庭、地域、学校、関係機関と連携しながら、子どもの自主的な読書活動推進への支援や読書環境の整備充実等、子どもの読書活動の推進に必要な施策を実施することとし、図書館では、はじめての絵本(初期読書啓発事業)、えほんのじかん、おはなし会、ブックリストの作成、学校への団体貸出、調べもの学習の援助等を行っています。

また、児童サービスの一環として、活字離れが進んでいる中高生に対しヤングアダルト(注2)を対象とした資料の収集にも努めています。

② レファレンスサービス (注3)

利用者が学習・研究・調査のために必要な資料や情報を求めた時に、司書が手助けして資料や情報を提供する等、利用者と資料の橋渡しをするサービスを行っています。

③ 郷土行政資料サービス

香取市に関する郷土行政資料、中でも旧1市3町の歴史や、香取郡の歴史、 伊能忠敬、祭り、町並み、香取神宮、利根川等、地域資料を重点的に収集、 保存し、利用に供しています。

④ 障がい者サービス

視覚障がい者向けの資料として、大活字本やCDブックを購入しているほか、ボランティア団体から寄贈いただいた点字図書を配架しています。 また、デイジー資料(注4)を導入し、利用に供しています。

⑤ 高齢者サービス

高齢者の読書活動や生涯学習に対する支援だけではなく、施設のバリアフリー化等により、図書館の基本的な設備や機能の拡充に努めています。

- (注2) 思春期から成人後間もない読者層を想定した、児童と一般の間のカテゴリー。
- (注3) 図書館員が利用者の調査研究に対して、資料や情報を提供することでこれを助ける業務。参考業務。
- (注4) 視覚障がい者向けに開発されたデジタル録音図書。音声と一緒に文字や画像が表示される。

2 現行計画の成果の検証

現行計画期間中の令和元年度から令和4年度にかけて世界的な新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、臨時休館や利用制限を余儀なくされ、図書館の来館者数や利用実績も伸び悩みました。

また、各種集会行事を休止したこともあり、一度途切れてしまった行事の再開後の集客率は芳しくなく、事業の継続と積み重ねの重要さを改めて再認識するとともに、今後の図書館運営の在り方について再考する契機となりました。

そのような中で、令和4年12月に佐原中央図書館がコンパス内に移転し、新たに指定管理者制度による民間活力の導入、ICタグ(注5)による資料管理、自動貸出機によるカウンター業務の効率化、施設のバリアフリー化、開館時間の延長等、ソフトとハード両面にわたり利便性の向上を図ったことで、移転後の貸出者数、貸出冊数は共に増加傾向にあります。

(注5) 電波を受けて働く小型の電子装置の1つで、RFID (Radio frequency identification) の一種。タグから発射される微量な電波で個別番号等の情報処理を行う。

(1) 現行計画の基本目標とその成果

【基本目標1】市民ひとりひとりの学びを支えます

話題の新刊から古典的な名作までを幅広く取りそろえ、利用者の多様なニーズに対応します。

また、利用者の調査研究のお手伝いをすることで生涯学習の意欲を高めます。そのために県内外の図書館との連携を継続します。

主な施策とその成果

○資料の充実

- *質の高い図書館サービスを継続、発展させるために、適切な資料費を確保し、 資料の質と量の向上を図ります。
- ・ 令和3年度はふるさと香取応援寄附金の活用により、市内読書施設の児童書の充実を図ると共に、学校図書室連携事業用の資料を購入しました。
- 令和4年度には佐原中央図書館の移転にあたり、主に一般書とビジネス支援 用の資料の充実を図りました。

○多様な情報提供手段

- *インターネットに接続された端末、無線LAN、WiーFi、商用データベース(注6)、電子書籍(注7)等、図書館=本=紙という固定観念にとらわれず、様々な媒体による最先端のサービス導入を進めます。
- 佐原中央図書館の移転にあたり、インターネット閲覧用の端末2台を設置し

ました。

- 同様に1階市民ラウンジに有線LAN、各階にフリーWiーFiを導入しました。
- 令和5年度に主に視覚障がい者の利用に供するため、デイジー資料を導入しました。

(注6)新聞、雑誌の記事検索、法律・判例情報等、インターネットで提供される有料のデータベース。

(注7) コンピュータなどで読む文章を中心とした電子出版物。

〇市内ネットワークの緊密化

- *市内の読書施設を繋ぐネットワークを強化、有効活用し、情報の発信はもちるん、連携を緊密化し、資料そのもののやりとりの迅速化を図ります。
- 庁内メール便により、市内の読書施設に火曜日から金曜日まで本の運搬を行っています。また、閉庁日等は特に回送の多い佐原、小見川間で独自に資料を搬送し、利用者に提供しています。

■ 成果指標

指標	現状(H27)	目標	実績(R3)	備考
貸出冊数	224,000冊/年	230,000冊/年	182,599冊	_
市民の登録率	30.9%	35%	39.6%	_

【基本目標2】郷土の歴史や文化を支えます

本市の持つ歴史的な価値や文化を重視しながら、郷土、行政資料を収集、整理、保存し、内容細目の目録等を作成することにより、郷土史の研究に役立てます。また、大学や研究機関との連携を図り、より専門的な知識や情報を提供します。

主な施策とその成果 -

- ○郷土、行政資料の収集と発信
- *佐原中央図書館及び小見川図書館を中心に、収集・保存する機能を充実させます。
- *また、多くの市民に地域のことに関心をもってもらうため、佐原中央図書館を中心に積極的な公開や情報発信に努めます。
- *市役所各課・機関や関係団体の協力を得て、収集体制を整備します。
- *研究者や地域の歴史を知る市民の協力を得ながら収集に努めます。

〇郷土に関する調査研究への支援

従来所蔵している郷土、行政資料の整理、保存、活用に加え、関連部署や 在郷の郷土史研究家ともに協力、連携し、香取市に関係する貴重な資料の調 査を支援し、情報の集積を図ります。

- ○地域資料等のデジタル化への対応
- ○歴史的価値のある公文書の保存と公開
- *市役所の各部署のほか、市内の行政関連機関に対して、資料・情報提供を呼びかけます。
- *歴史的に価値のある公文書の保存及び公開の在り方について関係各課と検 討します。
- ・佐原中央図書館に香取コーナーを設け、貴重な郷土行政資料の周知に努めています。
- ・郷土行政資料の刊行情報を収集し、積極的に寄贈を受け入れています。
- 本庁関連部署や伊能忠敬記念館、地元の郷土史研究家と連携して郷土行政資料の充実やレファレンス業務に活かしています。

■ 成果指標

指標	現状(H27)	目標	実績(R3)	備考
郷土、行政資料所蔵冊数	11,143冊	12,000冊	12,282冊	_

【基本目標3】 子育てを支援します

福祉施設や教育施設と連携して、図書館の資料や司書の知識を学校や家庭における子どもたちの読書活動や調べもの学習に役立てるとともに、次の世代を担う子どもの豊かな感性を育てるために読書啓発事業を展開します。

また、子どもに対し、読書の大切さを発信します。

主な施策とその成果 -

〇子どもの読書活動の推進

- *児童サービスに係る図書館の機能を十分に活かして、子どもと保護者がゆっくりと向き合える場と機会を提供します。
- *各図書館での児童コーナーの充実を図ります。
- *保護者を対象として絵本の大切さを伝える事業を開催します。
- *乳幼児、幼児、小学校低、中、高学年向けにそれぞれ推薦図書リストを作成します。
- *香取市子ども読書活動推進計画に準拠した活動を展開します。

*市内小中学校図書館との連携を進めます。

- 佐原中央図書館の移転に伴い、児童書架と子育て支援施設を併設したことにより、周囲を気にすることなく親子で読み聞かせができる環境を整備しました。
- ・令和3年のふるさと香取応援寄附金により各読書施設で児童書の充実を図る とともに、展示スペースを設けました。
- 新型コロナウイルス感染症により、実施方法を変えながらも、はじめての絵本の事業を継続して行っています。
- ・乳幼児、小学校低、中、高学年、中学生向けにそれぞれ推薦図書リストを作成しました。
- ・香取市子ども読書活動推進計画(第三次)を策定し、計画に準じた活動を展開しています。
- ふるさと香取応援寄附金を活用した学校図書室連携事業を実施しています。

○学校教育への支援を推進

- *児童生徒の調べもの学習・自由研究を支援します。
- *学校教育で必要な資料・情報を提供します。
- *体験学習、職場体験などの受け入れ体制の充実を図ります。
- *学校への団体貸出の充実を図ります。
- ・夏休み等を中心に、児童・生徒の調べもの学習・自由研究を支援しています。
- 団体貸出等を通じて学校教育で必要な資料・情報を提供しています。
- ・佐原中央図書館の移転、指定管理者の導入後も継続して見学、体験学習等の 受け入れを行っています。
- ・学校への団体貸出及びその啓発活動を行っています。
- ・学校図書室連携事業を実施し、指定管理者の協力により、団体貸出 (注8) の資料を学校に配送、回収しています。

○学校司書との連携による学校図書館の充実を支援します。

・学校図書室担当教諭との運営相談に応じています。

〇保育所、幼稚園、学童クラブ、児童館と連携します。

・山田児童館や各学校の放課後児童クラブに図書館の資料を貸し出しています。

(注8) 個人ではなく、学校や施設、ボランティア等の団体に対する貸出。

■ 成果指標

指標	現状(H27)	目標	実績(R3)	備考
団体貸出冊数	6,700冊/年	7,000冊/年	3,379冊	_
児童書 (注9) 貸出冊数	71,000冊/年	74,000冊/年	54,854冊	_
子ども向け行事参加人数	900人/年	1,000人/年	0人/年	コロナにより休止

(注9) 児童書と絵本の貸出冊数の合計。

【基本目標4】 各種図書館サービスの充実を図ります

市民の様々なニーズに応えることができるように、新たなサービスを提供するとともに、従来行っていた各種図書館サービスの充実と質の向上を図ります。

主な施策とその成果 -

- 〇ヤングアダルトサービスの充実
- *新たにヤングアダルトコーナーを設けます。
- *文学に限らず、ファッションやスポーツ等、青少年を対象とした資料の収集 など、サービスを充実させます。
- *団体貸出や、学校図書館の運営相談など、中学校図書館、高等学校図書館との連携強化、拡充を進めます。
- ・佐原中央図書館の移転に伴い、コンパス1階ブックカフェに青少年を対象と した本を多く配置しました。
- 団体貸出の配送の際に学校図書室の運営相談等にも応じています。

〇高齢者サービスの充実

- *高齢者の生涯学習の基盤として図書館を有効に利用してもらえるような事業の実施に努めます。
- *大活字本など高齢者にも読みやすい資料の充実を図るとともに高齢者にやさ しい施設・備品の充実を図ります。
- *高齢者施設と連携したサービスを目指します。
- ・佐原中央図書館の移転に伴い、大活字本(注10)を充実させました。

〇映像や音楽等の視聴覚資料を充実します。

ふるさと香取応援寄附金で児童用の視聴覚資料(注11)の充実を図りました。

○来館が困難な人へのサービス

- *高齢や療養、産前産後などで来館が困難な人へ、宅配(有料)で貸出・返却できるシステムの構築やデジタル資料(電子書籍等)の充実を目指します。
- 読書バリアフリー化に向けて検討を進めています。

○障害者サービスの充実

- *音声による資料や大活字本を充実します。
- デイジー資料を導入しました。
- 佐原中央図書館の移転に伴い、大活字本を充実させました。

○多言語サービスを充実します。

- *言語の違いによる情報格差を軽減するため、関係各課や団体などと協力し、 外国語で書かれた資料の収集・提供に努めます。
- 多言語サービスの一環として、英語絵本を購入しました。

(注 10) 低視力者、高齢者等にも読みやすいように、文字の大きさや行間等を調整した本。

(注 11) CDやDVD等、主として文字ではなく画像、映像、音声によって情報を記録した資料。

■ 成果指標

指標	現状(H27)	目標	実績(R3)	備考
視聴覚資料所蔵冊数	1,269件	1,500件	1,480件	_
大活字本所蔵冊数	235冊	300冊	235冊	_

【基本目標5】 進化し成長する図書館を目指します

従来のサービスや事業を継続するだけでなく、市民のニーズに応え、あるいは潜在的な要望をいち早く察して対応するために、図書館は常に進化し、成長する必要があります。また、図書館の活動内容を外部に向けて発信し、啓発に努める必要があります。

同時に、市民が少しでも利用しやすい環境をつくることも重要です。

主な施策とその成果

- ○図書館活動の啓発活動の推進
- *広報を通じた図書館活動のPRや読書の大切さを発信します。
- 広報、ホームページ、SNSを通じて図書館の情報を積極的に発信しています。

〇ホームページの充実

- *わかりやすく親しみのあるホームページを作成します。
- *ホームページを活用したPRを積極的に行います。
- ホームページを活用して図書館のPRを積極的に行っています。

○情報通信技術を活用した図書館サービスの充実

- *情報通信技術を積極的に活用します。
- *利用者向インターネット端末を充実します。
- 佐原中央図書館に利用者用のインターネット端末を導入しました。
- ・X(旧:Twitter)による情報の発信を行っています。

○商用データベースの活用

- *専門データベースを充実します。
- ・商用データベースを利用してレファレンスの回答等に活用しています。

〇パソコン利用環境の確保

- *学習手段として市民が持参するパソコンの利用環境の確保を進めます。
- *パソコンを利用しない市民への配慮も行います。
- *電子メールによる調べ物や調査の支援を実施します。
- ・佐原中央図書館内でフリーWiーFiが利用できます。
- コンパス内の市民ラウンジ(有料)に有線LANを導入しています。
- ・遠方の利用者に対しては必要に応じて電子メール等を通じたレファレンスの回答等を行っています。

〇就職、転職、職業能力開発等の資料・情報の収集と提供

- *就職、職業能力開発などの資料・情報の収集と提供を行います。
- 佐原中央図書館にビジネス支援コーナーを設置しました。

○病院、各種高齢者施設との連携

- *団体貸出等、各種サービスを提供します。
- 各施設との連携を視野に入れて検討しています。

○公民館やその利用団体との連携

- *公民館の講座で必要な資料・情報の提供を進めます。
- ・佐原中央図書館のコンパス内への移転を契機に、主催事業と連携した展示等を行っています。

〇おはなしボランティアとの協働

*ボランティアへの支援やボランティアとの協働による事業を実施します。

- 図書館等を会場にしてボランティアによるお話会などを実施しました。
- ・令和5年度から読み聞かせボランティア支援事業を実施しています。

○視力障がいがある方を対象にしたボランティアとの協働

今後のボランティアとの連携を検討しています。

○読書の大切さの発信

- *ボランティアグループや書店などと連携し読書の大切さを地域に発信します。
- ・ "はじめてのえほん"で読書の大切さについて啓発活動を行いました。

○読書手帳の導入

・従来のシール型の読書手帳に代わり、記帳式の読書通帳を導入しました。

■ 成果指標

指標	現状(H27)	目標	実績(R3)	備考
インターネットサービス 利用件数(注12)	5,800件/年	8,000件/年	4,596件/年	_

(注12) インターネットを介した、予約、貸出延長、パスワードの発行等。

【基本目標6】 専門的な知識を持つ司書を育成します

図書館は地域の大切な資料を収集し、保存し、後世に伝えていく責任があります。そのためには長期的な視点にたち、計画的な運営が必要です。また、図書館は蔵書や利用する市民を含めて成長していきます。

そのためには、専門的な知識を持ち、経験を積み重ねた司書の配置が大切です。

また、長期にわたり図書館活動を充実させるためには、図書館職員の質の向上だけではなく、計画の進捗に対する自己点検・評価に加えて、第三者機関としての図書館協議会等による外部評価が必要です。

主な施策とその成果 -

○長期的な視点に立った図書館司書の配置と育成

・図書館職員向けの各種研修会に参加しました。

○職員の内外の研修への参加

- *職員の質の向上を図るために、外部研修に積極的に参加します。
- ・市職員だけでなく、指定管理者の職員に対して研修会の情報を共有して、積極的な参加を促しました。

○図書館運営の自己点検・評価の実施

*毎年、計画の自己点検・評価を実施します。

・今後の実施に向けて準備を進めています。

○図書館協議会等による外部評価の実施

- *毎年の自己点検・評価の他に図書館協議会による外部評価を実施します。
- ・佐原中央図書館の指定管理者導入にあたり、令和5年度から図書館協議会での外部評価を導入しました。

【基本目標7】 環境を整備し、利便性、安全性を強化します

図書館を初めて利用する市民が戸惑うことのないように、明確な館内表示や、年齢に応じた読みやすいパンフレットの作成が必要とされます。

また、不特定多数の人が出入りする図書館にとって、利用者が安心して利用できるように、防犯、防災等の安全に対する十分な配慮も必要となります。

主な施策とその成果 -

〇より安全で安心して利用できる環境の整備

- *各施設の災害対策を強化します。
- *学習室、児童室、トイレなどの安全を確保します。
- *書架の配置を考え、職員の見回りの頻度を増やします。
- *警察に協力を依頼して防犯体制を強化します。
- *職員の防犯研修を実施します。
- ・コンパス設計段階から佐原中央図書館職員が参画し、コンパス内の図書館関連施設の環境整備に努めました。
- 毎年、施設ごとに防災訓練等を実施しています。
- ・佐原中央図書館の1階児童書架は低書架を配置し、保護者の目が行き届く構造としました。

〇わかりやすい案内や掲示の推進

- *館内外の案内・掲示の整備を進めます。
- ・館内外の案内・掲示を大人用、児童用に分け、わかりやすくするように心が けています。
- 佐原中央図書館の自動貸出機、読書通帳のマニュアルを設置しています。

Oわかりやすいパンフレット等の作成

- *年齢に応じて、わかりやすいパンフレットを作成します。
- 年齢に応じた、わかりやすいパンフレット作成を心がけています。

○利用しやすい開館日時の設定

*市民の利便性を考慮して柔軟に対応できる体制を目指します。

- 佐原中央図書館の開館時間を延長しました。
- 佐原中央図書館の図書館機能から学習室機能を分離することで、図書館利用者と自習を目的とした学生の競合を避ける構造としました。

O誰でも気軽に利用できる空間造り

- *書架の配置や館内のレイアウトなど快適な空間づくりに留意します。
- ・書架の配置や館内のレイアウト等、快適な空間づくりに留意しています。

■成果指標

指標	現 状(H27)	目標	実績(R3)	備考
防犯訓練の実施	不定期	毎年	0 🛽	H27年からH30年ま で毎年実施。 R元年以降はコロナに より休止。

(2) ワークショップでの市民の声

令和3年に行われた佐原駅周辺地区複合公共施設管理運営ワークショップでは、参加者から図書館について次のような意見や要望がありました。

- 本が古いので新しくし、デジタル図書の導入にも取り組んでほしい。
- 作家を呼んだイベントや障害をもつ子どもへの読み聞かせをやってほしい。
- ・ 開館時間をもっと長くしてほしい。
- 図書館ボランティアをしたい。
- ・図書館が楽しみ。自然の中にあって利用しやすい潮来図書館のような図書館になってほしい。
- ・図書館の充実(蔵書、DVD、CD、マンガなど)。
- ・高校や大学進学に関する資料収集、情報提供をしてほしい。

佐原中央図書館のコンパス内移転に際し、市民の要望に応えることのできた 部分もありますが、可能な限り今後の図書館運営に反映させることができるよ うに努めたいと考えます。

(3) 今後の主な課題

佐原中央図書館の移転が契機となり、アフターコロナの中で図書館の利用は徐々に増加傾向にありますが、市全体で見れば、まだまだ回復途上にあり、本の貸出に限らず、各種主催事業の再開後の集客率は依然として低迷した状態になっています。

今後は広報活動や情報発信に注力することで、市内の読書施設の利用をコロナ以前まで回復すると共に、更なる利用増加に繋がる新しいサービスの提供が必要とされています。

また、図書館サービスを享受する上で地域による格差是正を図ることで施設 利用の一極集中を避けつつ、各施設の利便性を向上させ、新しい生活様式に即 したサービス体制の整備・構築も課題となっています。

●図書館施設の課題

- 佐原中央図書館の機能拡充
- ・全市的な図書館サービスの向上
- 憩いの空間があり、気軽に市民が本に親しめる読書施設としての機能整備

●機能・サービスの課題

- ・来館が困難な人や障がい者へのサービスの充実
- 視力障がいのある方を対象にしたボランティアとの協働
- ・利用者の性別、年齢層に応じたサービスの拡充
- ・情報格差の緩和を支援する取り組みの推進
- 市民の知的欲求や余暇の充実につながる取り組み強化
- ・郷土、行政資料の収集・保存及び伝承に関する取り組み強化
- 市民協働やボランティア活動の機会の提供の促進

●図書館運営の課題

- 市内読書施設の効果的な連携強化
- ・病院や各種高齢者施設との連携
- 各施設の蔵書規模と構成の見直しによる市内読書施設全体としての効果的 な資料提供と適正な資料管理の推進
- カウンターの貸出返却業務等の効率化及び迅速化
- ・館内整理の時間短縮、正確な資料管理等の工夫による開館日・開館時間の 見直し
- 利用しやすい書架とするための蔵書構成や配架の工夫
- ・コスト削減等に有効な手段の導入
- ・SNS等を活用した図書館活動PRの充実
- ・ 次世代の図書館サービスを担う若い世代の職員の確保、育成
- ・図書館運営の自己点検・評価の実施

第3章 第2次計画の基本理念と基本目標

1 第2次計画の基本理念 ………

図書館は多種多様な資料を備えた情報発信とネットワークの拠点であると同時に、訪れることによって心が安らぐ、魅力的で安心・安全・快適な施設であり、利用者の生涯学習活動に資することで香取市全体の活性化に寄与することを目的としています。

これらのことを踏まえ、第2次計画においては現行計画を引き継ぐこととし、 基本理念を次のとおりとします。

【基本理念】人と本、人と知識、人と情報を結び、更には人と人との繋がり の場所となることを目指します。

2 第2次計画の基本目標と成果指標 ……

佐原中央図書館がコンパス内に移転し、指定管理者の導入と施設全体を全館 図書館とする新たなサービスが提供されたことで、アフターコロナの中で図書 館・図書室の利用状況は徐々に回復傾向にありますが、読書施設全体として見 た場合には、必ずしもコロナ以前まで回復しているとは言い難い状況にありま す。また、今後は、社会情勢の変化を踏まえたうえで、新しい生活様式に即し た新たな図書館サービスが必要であると考えられます。

こうしたことから、第2次計画においては、既存の利用者の満足度を高めつ つ、新たな利用者を増やすため、基本目標を次のように定めることとします。

- 1 市民の"学び"を支援します
- 2 郷土の歴史や文化に関わる資料の保存・公開に努めます
- 3 子育てを支援し、子どもの読書活動を推進します
- 4 図書館サービスの充実と多様化を図ります
- 5 常に進化し成長する図書館を目指します
- 6 専門的な知識を持つ司書や職員を育成します
- 7 利便性、安全性の強化に努めます
- 8 計画推進のための内部点検、外部評価を実施します

【基本目標1】 市民の"学び"を支援します

少子高齢化及び人口減少を念頭に、限られた予算と書架の収容能力の中で、 今まで以上に効率よく資料を収集、活用する必要があります。

話題の新刊、ベストセラー、古典的な名作まで幅広く取りそろえ、バランスを考慮しつつ、利用者の多様なニーズに対応するとともに、図書館ならではのサービスを企画し、提供します。

また、利用者の調査研究を補助することで生涯学習の意欲を高めます。

主な施策

●資料の充実

蔵書の質と量の向上を図ります。

●読書バリアフリー化の推進

・読書バリアフリー化を念頭に、紙の本のみにとらわれず、様々な媒体による資料の導入、提供手段の検討を進めます。

●市内ネットワークの緊密化

- 市内読書施設のネットワークを強化し、資料提供の迅速化を図ります。
- ・各図書館の施設規模・役割に合わせて蔵書規模と構成を見直し、4施設で効率的な資料提供と適正な資料管理を行います。

■成果指標

指標	現状(R4)	目標	目標年度	備考
貸出冊数	186,429冊/年	240,000冊/年	令和10年度	_
市民の登録率	41.1%	50%	令和10年度	登録者累計

(基本目標2) 郷土の歴史や文化に関わる資料の保存・公開に努めます

本市の歴史や文化の継承を重視しながら、郷土行政資料を収集、整理、保存し、内容細目の目録等の作成・充実を図ることにより、郷土史の研究に役立てます。

また、大学や研究機関との連携を図り、より専門的な知識や情報を収集・ 提供し、様々な方法で積極的な情報発信に努めます。

主な施策

●郷土行政資料の収集・保存と発信

- ・郷土行政資料を収集・保存する機能を充実させます。
- 多くの市民に地域に関心をもってもらうため積極的な情報の公開や発信に努めます。
- ・関係団体、個人等の協力を仰ぎ、資料の収集体制を整備します。

●郷土の歴史・文化に関する調査研究の支援

・郷土の歴史・文化に関する調査研究を支援します。

●歴史的価値のある公文書の保存と公開

- ・市役所各部署のほか、市内の行政機関等に対して、資料及び情報の提供を呼びかけます。
- ・歴史的に価値のある公文書等の保存及び情報の取り扱いについて関係各課と 協議、検討します。

●郷土行政資料のデジタル化

- 郷土行政資料のデジタル化を推進します。
- ・デジタル化された郷土行政資料の公開方法についても随時検討します。

■ 成果指標

指標	現状(R4)	目標	目標年度	備考
郷土行政資料所蔵冊数	12,289冊	13,000冊	令和10年度	_

【基本目標3】 子育てを支援し、子どもの読書活動を推進します

福祉施設や教育施設と連携し、図書館の資料や司書の知識を学校や家庭における子どもたちの読書活動や調べもの学習に役立てるとともに、次の世代を担う子どもの豊かな感性を育てるために読書啓発事業を展開します。また、子どもと保護者に対し、読書の大切さを発信します。

主な施策

●子どもの読書活動の推進

- 香取市子どもの読書活動推進計画(第三次)を推進します。
- 子どもと保護者がゆっくりと向き合えるように環境を整備します。
- 各読書施設の児童書の充実を図ります。
- 保護者を対象とした絵本や読み聞かせの大切さを伝える事業を開催します。
- それぞれの年齢や学年等に応じた推薦図書リストを作成します。

• コロナによって減少した子ども向け集会行事の再集客に努めます。

●学校等との連携を強化、推進します

- ・児童、生徒の調べもの学習・自由研究を支援します。
- ・学校で必要とされる資料・情報を提供します。
- ・施設見学や社会体験学習等の受け入れ体制の充実を図ります。
- ・学校への団体貸出の充実を図ります。
- ふるさと香取応援寄附金による学校図書室連携事業を推進します。
- 学校図書室の運営を支援します。
- ・保育所、幼稚園、認定こども園、放課後児童クラブ、児童館との連携を進めます。

■ 成果指標

指標	現状(R4)	目標	目標年度	備考
団体貸出冊数	3,908冊/年	7,000冊/年	令和10年度	_
児童書貸出冊数	58,568冊/年	74,000冊/年	令和10年度	-
子ども向け行事参加人数	212人/年	1,000人/年	令和10年度	_

【基本目標4】 図書館サービスの充実と多様化を図ります

市民の様々なニーズに応えることができるように、新たなサービスを提供するとともに、従来行っていた各種図書館サービスの充実と質の向上を図ります。

主な施策

●ヤングアダルトサービスの充実

- ヤングアダルトコーナーの整備・充実を図ります。
- ・文学のみに限定することなく、ファッションやスポーツ等、様々な分野にお ける青少年を対象とした資料の収集に努めます。
- ・団体貸出や、学校図書館の運営相談等を通じて、中学校、高等学校との連携 を強化し、ヤングアダルトサービスの拡充に努めます。

●高齢者サービスの充実

- ・生涯学習の基盤として高齢者にも図書館を有効利用してもらえるような事業 の実施に努めます。
- ・大活字本、CDブック等、高齢者にも利用しやすい資料の充実を図ります。

- 高齢者にも利用しやすい施設を目指し備品等の充実を図ります。
- ・高齢者施設と連携したサービスを実施します。

視聴覚資料の充実

- ・映像や音楽などの視聴覚資料の充実に努めます。
- ●来館が困難な方へのサービスの充実
- ・来館が困難な方へ、宅配(有料)で貸出・返却できる制度の構築を目指します。

読書バリアフリー化の推進(再掲)

・読書バリアフリー化を念頭に、紙の本のみにとらわれず、様々な媒体による資料の導入、提供手段の検討を進めます。

●多言語サービスの充実

外国語で書かれた資料の収集・提供に努めます。

■ 成果指標

指標	現状(R4)	目標	目標年度	備考
視聴覚資料所蔵冊数	1,113件	1,500件	令和10年度	-
大活字本所蔵冊数	294冊	400冊	令和10年度	-

【基本目標5】 常に進化し成長する図書館を目指します

従来のサービスや事業を単に継続するだけでなく、市民のニーズを把握し、 潜在的な要望をいち早く察して対応するために、常に進化し、成長する図書館 を目指します。

また、図書館・図書室の活動内容を外部に向けて発信し、同時に市民が少しでも利用しやすい環境をつくるように努めます。

主な施策

●市民のニーズの把握

- アンケート等を実施し、市民のニーズの把握に努めます。
- ■図書館、図書室の啓発活動の推進
- ・図書館、図書室のPRを通して読書の大切さを発信します。
- ●図書館のホームページの充実
- わかりやすく親しみのあるホームページを目指します。
- ホームページを活用した読書推進のPRを積極的に行います。

魅力のあるコンテンツを作成します。

情報通信技術を活用した情報提供

- SNS等を積極的に活用して、市内読書施設の情報を発信します。
- 利用者向けインターネット用端末でのサービスを充実させます。
- ・インターネットを介した蔵書検索や資料予約の利用者を拡大します。

■オンラインデータベースの活用

オンラインデータベースを活用した図書館サービスを促進します。

●電子メールの活用

・遠方の利用者に対する電子メールによる調べ物や調査の支援を実施します。

●ビジネス支援を推進します

就職、職業能力開発等の資料や情報を収集、提供します。

●病院等との連携

・病院等と連携した団体貸出等、各種サービスの構築を目指します。

●生涯学習講座や利用団体との連携

生涯学習講座等で必要な資料・情報の提供に努めます。

読書の大切さの発信

ボランティアグループや書店等と連携し、地域に読書の大切さを発信します。

●市内ボランティア等との連携強化

- 読み聞かせボランティア団体を支援し、協働による事業を実施します。
- 視覚障がい者等を対象としたボランティアとの協働による事業を実施します。
- 市民参加型の企画を積極的に実施します。

●機械化・自動化の推進

・効果的な機械化・自動化を推進し、運営の効率化及び市民へのサービスの向上を図ります。

●指定管理者との協働

・指定管理者との協働により、新たなサービスを構築します。

●佐原中央図書館の機能向上

コンパス内に移転した佐原中央図書館の全館図書館としての機能を活用し、 サービスの向上を図ります。

■ 成果指標

指標	現状(R4)	目標	目標年度	備考
Web予約件数(注13)	5,232件/年	8,000件/年	令和10年度	_

(注13) インターネットを介した予約件数。

【基本目標6】 専門的な知識を持つ司書や職員を育成します

図書館は地域の大切な資料を収集し、保存し、後世に伝えていく責任があります。そのためには長期的な視点にたった計画的な運営が必要です。また、図書館は蔵書や利用する市民を含めて常に成長していきます。 図書館の成長を支えるためには、専門的な知識を持ち、経験を積み重ねた 司書の配置が重要です。指定管理者を導入した佐原中央図書館においては、司書資格を持つ市職員を配置し、引き続き専門的な知識が必要とされる業務を担うことで、市内読書施設全体のバックアップを行います。

主な施策

●長期的な視点に立った職員の育成

- ・職員の質の向上を図るために、外部研修に積極的に参加します。
- ・職員やスタッフの質の向上を図るための内部研修体制を整えます。
- 市民の多様なニーズに応え、社会の変化にも対応しつつ様々な資料・情報を 的確に提供するため、郷土行政資料やレファレンスに関する高い専門性を持った職員を配置します。

■ 成果指標

指標	現状(R4)	目標	目標年度	備考
職員の研修への参加	年1回程度	年3回以上	令和10年度	-

【基本目標7】 利便性、安全性の強化に努めます

来館にあたって利用者が戸惑うことのないように、明確な館内表示や、年齢に応じた読みやすいパンフレットの作成が必要とされます。

また、不特定多数の人が出入りする図書館にとって、利用者が安心して利用できるように、防犯、防災等の安全に対して十分に配慮します。

主な施策・

●安心安全に利用できる環境の整備

- ・定期的に施設の防犯、防災マニュアルの見直しを行います。
- 職員の防犯研修を実施します。
- ●利用者に分かりやすい案内や掲示の作成

- ・館内外の案内・掲示を常時見直し、わかりやすい掲示物を作成するよう心が けます。
- ●わかりやすいパンフレットの作成
- 年齢に応じた、わかりやすいパンフレットを作成します。
- ●誰でも気軽に利用しやすい快適な空間づくり
- ・書架の配置や館内のレイアウト等に配慮し、快適な空間づくりに留意します。

■ 成果指標

指標	現状(R4)	目標	目標年度	備考
防犯訓練の実施	未実施	毎年	-	_

【基本目標8】 計画推進のための内部点検、外部評価を実施します

長期的視野に立って図書館活動を充実させるためには、計画の進捗に対する自己点検・評価に加えて、第三者機関としての図書館協議会等による外部評価が必要です。計画期間中に適正な評価が行えるように明確な基準と評価方法を設けます。

主な施策ー

- ●図書館計画の自己点検・評価の実施
- 毎年、計画の内部点検・評価のできるシステムを構築します。
- ●図書館協議会等による外部評価の実施
- ・自己点検・評価の他に図書館協議会による外部評価を実施します。

■ 成果指標

指標	現状(R4)	目標	目標年度	備考
図書館協議会による外部評価の実施	未実施	毎年	-	-

第4章 計画推進のための管理体制

前章の基本理念・基本目標に掲げる各種施策・サービスを継続的に提供する ために運営基盤を整備し、資料・情報を市民に責任を持って確実に提供する市 の教育機関として、図書館サービスの専門家を適正に配置し、教育行政を効果 的に推進する図書館運営をめざします。

また、計画の進捗管理のため、以下の方針を定めることとします。

1 推進体制の確立

第2次計画で掲げた基本目標の実現に向けて、市民ニーズを反映した市民協働による図書館サービスの向上を図るとともに、関係機関、各種団体等と連携し、各施策を推進します。

本計画の推進において、上位計画である「第2次総合計画」や「第2次教育 ビジョン」との整合性、「香取市子どもの読書活動推進計画(第三次)」と相 互連携を図りつつ、目標の共有と、取り組みの方向についての妥当性を常に点 検していきます。

3 計画の周知と各種情報の収集・発信 ………

計画の着実な推進を図るため、計画に掲げた基本理念や基本方針などが市民に幅広く理解されるよう、ホームページなどを活用しながら、内容の周知に努めます。

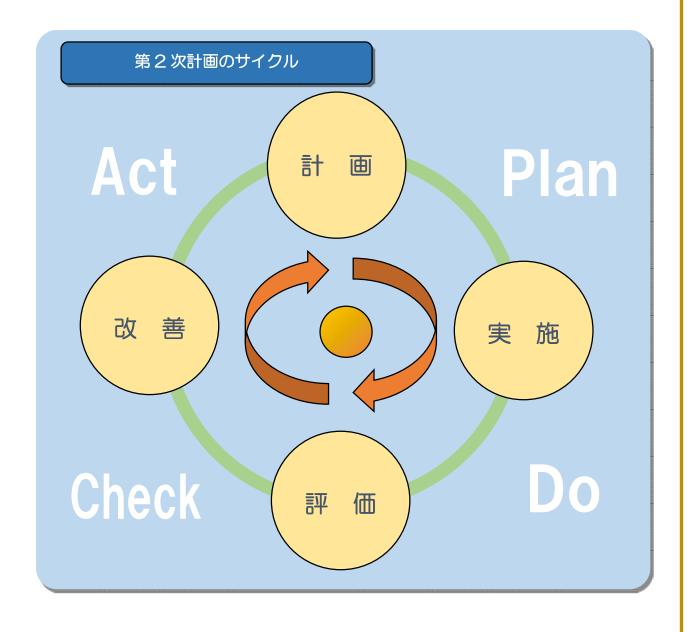
また、各種施策・事業の実施にあたっては、市民や関係機関・各種団体との協働による取り組みが必要であるため、図書館に関する施策について、迅速かつ的確な情報の収集・発信を図り、市民の意見やニーズの把握・反映に努めます。

4 進捗状況の点検・評価及び計画の見直し ……………

第2次計画を効果的かつ着実に推進するため、指標項目に基づくPDCA(計画・実行・評価・改善)サイクルにより、点検・評価を行いつつ、その結果に対応した施策の実行に努めます。

●毎年、前年度の事業報告をもとに内部評価を実施します。

- ●数値の達成状況は、成果の自己点検・評価を行うとともに、利用者アンケート等に基づき検証します。
- ●内部評価の外、図書館協議会による外部評価を実施します。
- ●上記評価をサービス・運営の改善に結びつけ、より効果的で、効率的にサービスが提供できるよう、年次計画及び5年後の計画について見直しを行うこととします。



資 料 編

- 1 香取市の読書施設の概要
- 2 利用実績(平成27年~令和4年)
- 3 香取市図書館の設置及び管理に関する条例
- 4 香取市図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例の施行期日を定める規則
- 5 香取市図書館管理運営規則

1 香取市の読書施設の概要

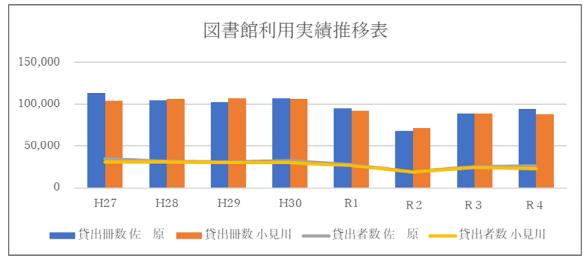
令和5年4月1日現在

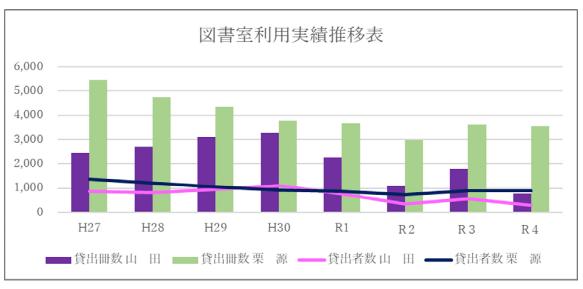
項目	佐原中央図書館	小見川図書館	山田公民館図書室	栗源市民センター図書室
所在地	香取市佐原 134-3 (コンパス 1-2F)	香取市羽根川 38 (小見川市民センター2F)	香取市長岡 1303-2	香取市岩部 700 (栗源市民センター1F)
延床面積	1, 683 m²	7 6 5 m²	1 1 4 m²	8 5 m²
開館時間	午前9時~午後7時		午前9時~午後5時	
休館日	月曜日(祝日を除 く)・月曜日が祝日 の場合は翌営業日、 月末館内整理日、年 末年始、蔵書点検時	月曜日・祝日の翌日 (土・日・火曜日を除 く)、月末館内整理日、 年末年始、蔵書点検時	月曜日・祝日の翌日(年末年始	土・日・火曜日を除く)、
蔵書数	112, 758冊	52,735冊	7, 169冊	7, 526冊
(うち児童図書)	26,306冊	17,761冊	2, 808冊	3, 708 冊
(うち郷土資料)	9, 767冊	2, 010冊	270冊	242冊
開架図書	約60,000冊	約49,000冊	7, 169冊	7, 526冊
登録者数		33,840人		
R 4 貸出冊数	94, 113冊	87,968冊	792冊	3, 556冊
(うち児童書)	26,037冊	29, 918冊	382冊	2, 231 冊
R 4 貸出者数	26,461人	22,906人	293人	910人
(うち12歳以下)	3,503人	3, 476人	230人	264人
R 4 購入図書冊数	4, 362冊	1, 644 冊	198冊	132冊
一般閲覧席	7 2 席	13席	20席	16席
児童閲覧席	6席	12席	_	_
R4開館日数	266日	287日	297日	296日
貸出方法	カード1枚(1人)につき図書8冊、視聴覚資料(DVD 等)2点まで			
貸出期間	2 週間			
子ども向け行事	読み聞かせ、夏・冬工作教室、赤ちゃんと楽 しむ絵本とわらべうたの会 等			-
その他	佐原中央図書館は令和	図書館は令和4年 12 月 25 日にコンパス移転及び指定管理者導入		

2 市内読書施設の利用実績

佐原中央図書館…佐原 小見川図書館…小見川 山田公民館図書室…山田 栗源市民センター図書室…栗源

	館名	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	R 3	R 4
	佐 原	112,789	104,857	102,238	106,952	94,640	67,828	88,665	94,113
	小見川	103,526	105,828	107,178	106,404	91,766	71,361	88,492	87,968
貸出冊数	山田	2,453	2,717	3,093	3,281	2,277	1,103	1,811	792
	栗源	5,448	4,756	4,363	3,783	3,689	2,975	3,631	3,556
	合計	224,216	218,158	216,872	220,420	192,372	143,267	182,599	186,429
	佐 原	34,628	31,882	30,824	32,431	28,270	18,871	25,387	26,461
	小見川	30,773	30,693	30,533	30,273	26,537	19,108	24,022	22,906
貸出者数	山田	864	825	946	1,112	756	350	552	293
	栗源	1,366	1,208	1,053	935	876	742	910	910
	合計	67,631	64,608	63,356	64,751	56,439	39,071	50,871	50,570





3 香取市図書館の設置及び管理に関する条例

平成18年3月27日 条例第85号

(趣旨)

第1条 この条例は、図書館法(昭和25年法律第118号。以下「法」という。) 第10条、第14条及び第16条の規定により、図書館の設置及び管理に関し必要 な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市は、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、及び保存して、 一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資する ことを目的として図書館を設置する。

(名称及び位置)

第3条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
香取市立佐原中央図書館	香取市佐原イ134番地3
香取市立小見川図書館	香取市羽根川38番地

(業務)

第4条 図書館は、法第3条各号に掲げる業務を行う。

(指定管理者による管理)

第5条 図書館の管理は、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第 244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせることができる。

(指定管理者による管理の基準)

第6条 前条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合において、当該指 定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他教育委員会の定 めるところに従い、図書館を適正に管理しなければならない。

(指定管理者が行う業務)

- 第7条 第5条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合において、当該 指定管理者が行う図書館の管理業務は、次のとおりとする。
 - (1)第4条に規定する事業を行うために必要な業務
 - (2)図書館の管理運営に関する業務
 - (3)図書館の利用及びその制限に関する業務
 - (4)図書館の施設、設備及び付属器具の維持管理に関する業務
 - (5)前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務 (指定管理の期間)
- 第8条 第5条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合において、当該 指定管理者が図書館の管理を行う期間は、指定の日から起算して15年以内(以

下「指定期間」という。)とする。ただし、指定期間の満了後の再指定を妨げない。

(図書館協議会)

- 第9条 法第14条の規定により図書館に図書館協議会を置くことができる。
- 2 図書館協議会の委員の定数は、17人以内とし、社会教育委員をもってこれに充てる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、図書館の管理運営に関し必要な事項は、 教育委員会規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月27日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の佐原市図書館設置条例(昭和54年佐原市条例第8号)又は小見川町図書館設置条例(昭和49年小見川町条例第25号)に基づきなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(令和4年3月23日条例第4号) この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

4 香取市図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期 日を定める規則

> 令和4年11月29日 教育委員会規則第7号

香取市図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(令和4年 香取市条例第4号)の施行期日は、令和4年12月25日とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

5 香取市図書館管理運営規則

平成18年3月27日 教育委員会規則第29号

(趣旨)

第1条 この規則は、香取市図書館の設置及び管理に関する条例(平成18年香取市条例第85号)第10条の規定により、香取市立図書館(以下「図書館」という。)の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、香取市教育委員会 (以下「教育委員会」という。)が必要と認めた場合は、これを変更すること ができる。

名称	開館時間
香取市立佐原中央図書館	午前9時から午後7時まで
香取市立小見川図書館	午前9時から午後5時まで

(休館日)

第3条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、香取市立小見川図書館にあっては、蔵書点検、館内整理等のため教育委員会が特に必要があると認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

名称	休館日	
香取市立佐原中央図書館	みんなの賑わい交流拠点コンパス (KOMPAS) の	
	設置及び管理に関する条例(令和4年香取市条	
	例第1号)の定めるところによる。	
香取市立小見川図書館	1 月曜日	
	2 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第	
	178号)に基づく休日(以下「休日」という。)	
	の翌日(その日が休日又は日曜日、火曜日若	
	しくは土曜日に当たる日を除く。)	
	3 12月29日から翌年の1月3日までの日	

(入館者の心得)

- 第4条 入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。
 - (1)所定の場所以外に図書館資料を持ち出さないこと。
 - (2)館内においては、静粛にし、他人に迷惑をかけないこと。
 - (3) 所定の場所以外で飲食等をしないこと。

(入館の制限)

第5条 館長は、めいてい者その他館内の秩序を乱す行為のある者又はそのお それのある者に対しては、入館を禁止し、又は退館させることができる。 (利用の制限) 第6条 館長は、この規則の規定及び館長の指示に従わない者に対しては、図書館資料の利用を制限し、又は禁止することができる。

(弁償の義務)

第7条 故意又は過失により、図書館資料、設備、器具等を亡失し、汚損し、 又は毀損した者は、現品又は相当の代価をもって弁償しなければならない。 ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、 又はこれを免除することができる。

(図書館資料の個人貸出)

- 第8条 図書館資料の個人貸出を受ける者は、本市に居住し、又は通勤若しく は通学している者とする。ただし、館長が必要と認めたときは、この限りで はない。
- 2 図書館資料の個人貸出を受ける者は、利用者カード交付申込書(別記第1 号様式)により館長に申請し、利用者カードの交付を受けなければならない。 この場合において、身分証明書、運転免許証その他本人を確認できるものを 提示しなければならない。
- 3 利用者カードを紛失したとき、又は利用者カード若しくは利用者カード交付申込書に記載した内容に変更が生じたときは、速やかに館長に届け出なければならない。
- 4 図書館資料の貸出冊数は8冊以内とし、その貸出期間は14日以内とする。 ただし、館長が必要と認めた場合は、これを変更することができる。
- 5 館長は、貸出期間内に当該個人貸出しを受けた者から申出があったときは、 他の者の利用を妨げない限りにおいてその貸出期間を延長することができる。 この場合において、延長の期間は、申出のあった日から14日間を限度とする。 (図書館資料の団体貸出)
- 第9条 図書館資料の貸出を受けることのできる団体は、地域又は職域において読書活動を行う団体で、館長が適当と認めた団体とする。
- 2 市内の団体貸出しを受けようとする団体は、団体の責任者を定め、団体図 書貸出申込書(別記第2号様式)により利用登録をし、利用者カードの交付 を受けなければならない。
- 3 団体貸出による図書館資料の貸出冊数は30冊以内とし、その貸出期間は1 箇月以内とする。ただし、館長が必要と認めた場合は、これを変更すること ができる。

(視聴覚資料の利用)

- 第10条 視聴覚資料を館外で利用しようとする者は、利用者カード交付申込書 により館長に申請し、利用者カードの交付を受けなければならない。
- 2 視聴覚資料の貸出数量及び期間は、次のとおりとする。ただし、館長が必要と認めた場合は、これを変更することができる。

視聴覚資料	数量	期間
CD、DVD及びその他の資料	1人2点以内	14日以内

(貸出しの制限)

第11条 貴重図書、参考図書その他館長が館外利用を不適当と認めた図書については、館外利用を禁止することができる。

(利用者カードの有効期間)

第12条 利用者カードの有効期間は、発行日から1年とする。

(寄託及び寄贈)

- 第13条 館長は、図書その他の資料(以下「図書資料」という。)の寄託又は寄贈を受けることができる。ただし、寄贈図書資料は、図書館の選定基準に合うものとする。また、寄託図書資料は、館長の認めるものとする。
- 2 図書資料を寄託し、又は寄贈しようとする者は、館長に図書資料寄託申込書 書又は寄贈申込書(別記第3号様式又は別記第4号様式)を提出し、館長の 承認を得なければならない。
- 3 図書資料の寄託に要する経費は、寄託者の負担とする。ただし、館長が必要と認めた場合は、図書館が負担するものとする。
- 4 図書資料の寄託期間は、1箇月以上1年以内とする。
- 5 寄託を受けた図書資料が火災、盗難その他避けられない災害により、亡失 し、汚損し、又は毀損した場合は、図書館は、その責めを負わないものとす る。

(図書館協議会の組織)

- 第14条 図書館協議会(以下「協議会」という。)に、委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、協議会の委員(以下「委員」という。)の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第15条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長 となる。
- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。 (その他)
- 第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年3月27日から施行する。 (経過措置)
- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の佐原市図書館管理規則(昭和55年佐原市教育委員会規則第1号)又は小見川町立小見川図書館の管理及び運営に関する規則(平成14年小見川町教育委員会規則第7号)に基づきなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成26年10月30日教委規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年10月2日教委規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年2月26日教委規則第6号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年11月29日教委規則第4号)

この規則は、令和4年1月1日から施行する。

附 則(令和4年12月23日教委規則第9号)

この規則は、令和4年12月25日から施行する。

第2次香取市図書館基本計画 令和 6年 3月 編集 香取市教育委員会 生涯学習課 読書推進班 発行 香取市教育委員会 **T**287-0003 千葉県香取市佐原イ134-3 TEL:0478-55-1343